

## 長野県「森林の里親促進事業」CO<sub>2</sub>吸収評価認証制度実施要綱

制定 平成 20 年 10 月 17 日

施行 平成 21 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、森林の里親促進事業等により整備する森林の CO<sub>2</sub>吸収量を評価・認証する制度を定めることにより、環境先進企業等（以下「企業等」という。）による間伐等を促進し、もって地球温暖化防止等、森林の多様な機能の持続的発揮に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) CO<sub>2</sub>吸収量認証

企業等が、森林の里親促進事業等により行った間伐、除伐及び植林（以下「間伐等」という。）について、CO<sub>2</sub>吸収量認証書を発行することをいう。

(2) CO<sub>2</sub>吸収量認証書

長野県知事（以下「知事」という。）が、CO<sub>2</sub>吸収評価認証が行われたことを証する書類のことをいう。

### (認証の手順)

第 3 条 CO<sub>2</sub>吸収量認証を受けようとする企業等は、前年度において間伐等の施業を実施した場合は 9 月 1 日から 10 月 31 日、当該年度において間伐等の施業を実施する場合は 9 月 1 日から 10 月 31 日若しくは 1 月 1 日から 2 月末日までの間に、知事に認証申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

また、企業等は、認証申請書を知事に提出した場合には、関係書類の写しを第 3 項で定める指定調査機関に送付することとする。

2 企業等と指定調査機関は、認証申請のあった案件について、評価認証に必要な調査の報告書の作成に関する契約を締結するものとする。

3 知事は、認証に当たっての客観的な基本資料を調製するとともに、技術の集積を行うため、長野県の森林 CO<sub>2</sub>吸収評価認証懇談会（以下「懇談会」という。）の意見を踏まえ、調査機関を指定するものとする。

4 知事は、森林の里親促進事業等の現場の完了確認に当たっては、指定調査機関に連絡し、別に定める長野県「森林の里親促進事業」現地調査マニュアルに基づき、現地調査を依頼するものとする。この場合において、知事は、指定調査機関の調査に協力するものとする。

5 指定調査機関は、現地調査結果及び別に定める CO<sub>2</sub>吸収量等算定基準に基づき報告書を作成し、知事に提出するものとする。

6 知事は、認証の評価等について、懇談会の意見を聴くものとする。なお、懇談会は、事業規模等にかんがみ、必要に応じて、現地確認を行うことができるものとする。

7 知事は、認証の可否について、別に定める「審査要領」に基づき審査するものとする。

8 知事は、懇談会の意見を踏まえ、10 月 31 日までの申請については 3 月 20 日までに、また、2 月末日までの申請については 7 月 20 日までに申請者及び森林の里親促進事業

等関係市町村等に、認証の可否を通知するとともに、認証状況を県のホームページに掲載するものとする。この場合に、認証書（様式第2号）の交付をもってこれに替えることができるものとする。

なお、認証書には、固有の認証番号を付与することとする。

（複数年の認証）

第4条 複数年の認証を受けようとする企業等は、認証を受けた個所毎に、最初に認証された年度から数えて間伐及び除伐は最長5年間、植林については植栽後10年間又は除伐、間伐型認証に移行するまでの期間について、毎年度認証申請ができるものとする。

この場合、認証申請書の提出については、9月1日から10月31日又は1月1日から2月末日までの間に、知事に提出しなければならない。

また、企業等は、認証申請書を知事に提出した場合には、関係書類の写しを指定調査機関に送付し、その他の手順については、第3条第2項以下に準ずるものとする。

（認証の変更又は取り消し）

第5条 認証案件について、その認証期間中（様式第2号に記載の期間）に、災害等により森林の吸収機能が損なわれ、認証内容に見合うCO<sub>2</sub>吸収が期待できなくなった場合には、知事は懇談会の意見を聴いた上で、認証内容の変更又は取り消しを行い、企業等及び森林の里親促進事業関係市町村等に速やかに通知するものとする。

（認証書の利用）

第6条 企業等は、認証書を社会貢献活動の証として広く広報活動に用いることができる。

なお、認証書は有価で取引することはできない。

また、認証書は長野県が独自の方法により森林のCO<sub>2</sub>吸収量を評価・認証するもので、他の制度とは関わりがない。

（その他）

第7条 本実施要綱に定めのない事項については、懇談会の意見を踏まえ知事が定める。

附則 この要綱は、令和3年3月19日から施行する。